

資料提供	
令和8年4月8日	
担当課 (担当者)	鳥取県感染症対策センター (宍岐、虎尾)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザ警報の解除

感染症発生動向調査におけるインフルエンザの集計速報値(令和8年第14週:令和8年3月30日～4月5日)で、下記のとおり警報終息基準値である1定点当たり10人を下回ったことから、令和7年11月26日に発令したインフルエンザ警報を本日解除しました。

記

1 解除地区

鳥取県全域

2 令和8年第14週(3月30日～4月5日)の定点当たりの患者数

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	6.41人	4.75人	8.67人	7.00人
患者数	186人	57人	52人	77人

3 県民の皆様へのお願い

インフルエンザ警報は解除となりましたが、引き続き、場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒等の感染予防を心がけましょう。

<参考>

(1)注意報・警報について

以下の基準に基づき、鳥取県全域に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点当たりの患者数 10人	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点当たりの患者数 30人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 10人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

- ・県内全域で警報終息基準値の10人を下回ったことから、解除基準を満たす。⇒ **警報を解除する。**
- ・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和8年3月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	211,391人	40.5%
中部地区	91,658人	17.6%
西部地区	218,972人	41.9%
合計	522,021人	100%

- (2) 県内の小児科・急性呼吸器感染症定点医療機関:29の医療機関(東部12、中部6、西部11)
- (3) 定点当たり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数。(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点当たり患者数が1人となる)
- (4) 前回の警報は、令和7年1月7日に発令し、令和7年2月5日に解除しています。

インフルエンザの流行状況

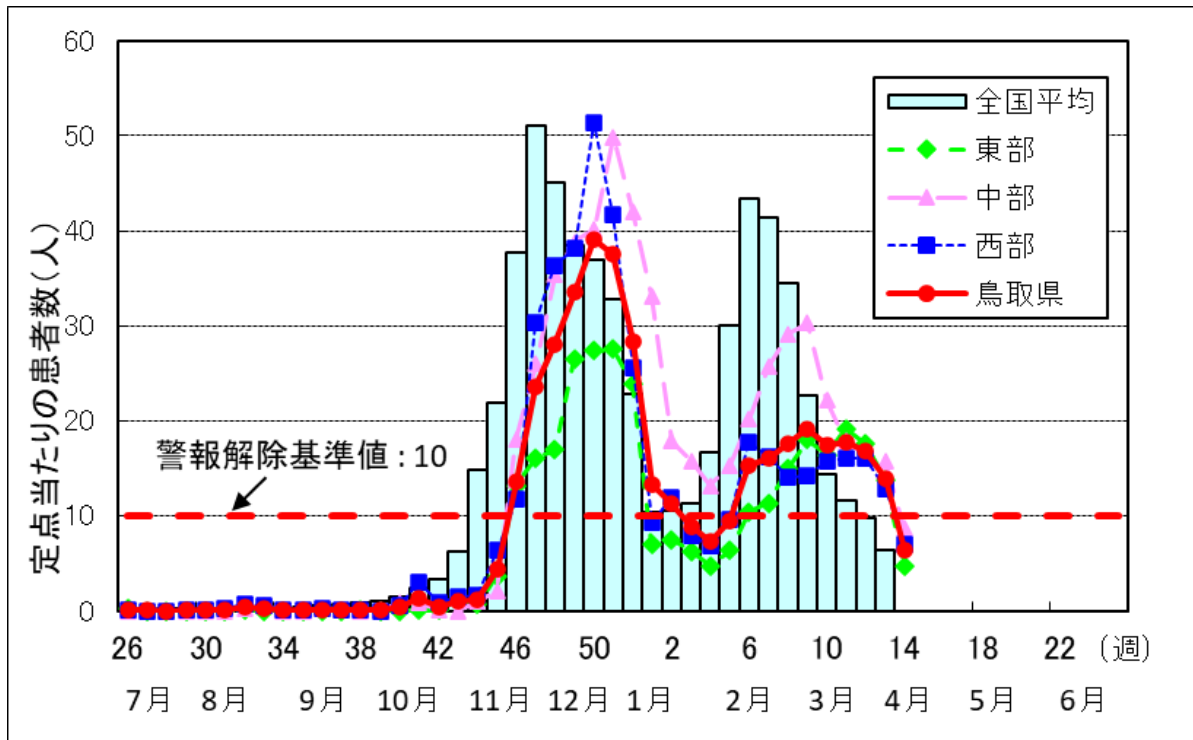
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	1月	2月				3月				4月
週	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
鳥取県	9.45	15.24	16.14	17.59	19.10	17.38	17.69	16.79	13.86	6.41
全国	30.03	43.34	41.44	34.54	22.66	14.33	11.66	9.75	6.46	集計中

○鳥取県の急性呼吸器感染症定点医療機関は29、全国の定点医療機関は約3,000あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



(2) 県内年次別発生状況

